

後期高齢者医療特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

1. 概 要

高齢者医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設された。

運営主体は、全市町村が加入した「茨城県後期高齢者医療広域連合」が行い、財政運営の広域化及び安定化を図る。

2. 歳入の状況

(単位:千円、%)

款	項	令和2年度	構成比	令和元年度	構成比	増減額	増減率
1. 後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	424,297	76.6	371,160	76.4	53,137	14.3
2. 使用料及び手数料	手数料	100	0.0	93	0.0	7	7.5
3. 繰入金	他会計繰入金	120,884	21.8	103,770	21.3	17,114	16.5
4. 繰越金	繰越金	2,403	0.5	1,250	0.3	1,153	92.2
5. 諸収入		5,984	1.1	9,623	2.0	△ 3,639	△ 37.8
	延滞金、加算金及び過料	107	0.0	93	0.0	14	15.1
	償還金及び還付加算金	407	0.1	125	0.0	282	225.6
	受託事業収入	5,041	0.9	8,263	1.7	△ 3,222	△ 39.0
	雑収入	429	0.1	1,142	0.3	△ 713	△ 62.4
歳入合計		553,668	100.0	485,896	100.0	67,772	13.9

3. 歳出の状況

(単位:千円、%)

款	項	令和2年度	構成比	令和元年度	構成比	増減額	増減率
1. 総務費		12,503	2.2	15,662	3.3	△ 3,159	△ 20.2
	総務管理費	9,724	1.7	12,913	2.7	△ 3,189	△ 24.7
	徴収費	2,779	0.5	2,749	0.6	30	1.1
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	540,528	97.7	467,707	96.7	72,821	15.6
3. 諸支出金	償還金及び還付加算金	408	0.1	125	0.0	283	226.4
歳出合計		553,439	100.0	483,494	100.0	69,945	14.5

4. 収支の状況

(単位:千円)

区分	金額
1. 歳入総額	553,668
2. 歳出総額	553,439
3. 歳入歳出差引額	229
4. 実質収支額	229

5. 収納状況

(単位:円、%)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	275,052,800	275,186,600	0	△133,800	100.0
普通徴収保険料	155,163,800	149,110,300	1,237,000	4,816,500	96.1
合計	430,216,600	424,296,900	1,237,000	4,682,700	98.6

※特別徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額 133,800 円を含む。

※普通徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額 1,200 円を含む。

○後期高齢者医療事務に要する経費（01010101） 9,723,696 円（12,912,654 円）

決算書 P402

〔総務部 総務課 所管 580,910 円含む〕

〈その他：5,450,319 円 一財：4,273,377 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・諸収入：健康診査受託収入 5,041,047 円
- ・諸収入：後期高齢者医療制度特別対策補助金 409,272 円

（目的）

後期高齢者医療事業の適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

（内容）

後期高齢者医療の事務執行に要する事務費、健康診査委託料等。

（効果）

健康診査等を行うことにより、健康に対する意識を高めることができた。

○保険料徴収事務に要する経費（01020101） 2,779,534 円（2,748,891 円） 決算書 P402

〔総務部 総務課 所管 1,782,220 円含む〕

〈その他：100,000 円 一財：2,679,534 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・手数料：督促手数料 100,000 円

（目的）

後期高齢者医療の適正な保険料徴収事務に努め、事業の安定運営を図る。

（内容）

後期高齢者医療の保険料徴収事務に要する物件費、電算処理システム等。

（効果）

保険料徴収の適正化に努めた。

○保険料納付に要する経費（02010101） 540,527,949 円（467,707,315 円） 決算書 P404

〈その他：540,527,949 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・保険料：保険料 424,142,500 円
- ・繰入金：保険基盤安定繰入金（保険料軽減分） 116,295,149 円
- ・諸収入：被保険者延滞金 90,300 円

（目的）

後期高齢者医療制度の財源（保険料）を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができ、高齢者福祉の増進を図ることができる。

（内容）

- 保険料納付金 424,142,500 円
- 保険基盤安定納付金 116,295,149 円
- 延滞金納付金 90,300 円

（効果）

構成市町村として、後期高齢者医療制度の安定的な財政運営に帰している。

・賦課内容

	均等割額	所得割率	限度額
元年度	39,500 円	8.0%	620,000 円

※（前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円）×8.0%

	均等割額	所得割率	限度額
2 年度	46,000 円	8.5%	640,000 円

※（前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円）×8.5%